推測される。

以上の結果からサービス内容や貸与価格に関する情報、さらには利用者自らが比較検討できるような環境作りが必要であるものと考えられた。

3．福祉用具貸与事業の損益及び費用構造

福祉用具貸与事業所を対象とした経営実態調査の結果、一部の大規模な事業所についてはわずかな黒字が確認できるものの、全国的な傾向としては、赤字傾向にあることが確認された。

また、レンタル卸を利用しているような小規模な事業所では経営状況の厳しさが確認された。

黒字事業所と赤字事業所とでは、利用者数および収益の差に較べて費用の差が小さいことから、事業規模の差に較べて固定費の総額は大きな差が生じておらず、規模拡大によるメリットを得やすい構造の可能性が窺われた。

また、貸与する福祉用具は、種目によって、概ね 3～4 年で購入価額を回収するものと、1 年で回収できるようなものがあることが想定できた。

貸与事業における費用構成については、居住系サービスに近いことがわかった。

Ⅳ．まとめ

介護保険制度における福祉用具貸与サービスは、競争的な市場メカニズムを実現することにより適切なサービスが安価に提供されることを期待されたが、今回の調査では、必ずしも競争的な市場にはなっていないことがわかった。福祉用具貸与は、モノだけでなくサービスも含まれていることもあり、利用者側が値頃感を得にくい業態であるなど、情報の非対称性が指摘できるが、事業者、利用者ともに自由市場におけるサービスの提供／選択に慣れていない側面もあると考えられる。

今後は自由価格市場におけるメリットをより明確にすることが重要であり、その実現を促す情報提供を促進するとともに、貸与事業者に求められているサービス内容に見合う対価に着目した価格のあり方を明確にすることが重要である。

また、自由価格市場におけるメリットが実現されることを前提に、福祉用具貸与における保険給付のあり方についても検討が進められることが望まれる。

別添２

介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会について

１　介護保険制度における福祉用具・住宅改修の対象について

○　介護保険制度における福祉用具貸与・購入、住宅改修の対象については、告示においてその種目、種類を定めているが、具体的な製品や改修の内容までは定めていない。

○　種目、種類については、それぞれ、「福祉用具の範囲の考え方」、「住宅改修の範囲の考え方」（以下「範囲の考え方」という。）（別紙１参照）に基づいて定められる。

○　当該福祉用具や住宅改修が、告示で制定している種目や種類に該当し、保険給付の対象となるか否かは、保険者において判断されている。

○　種目や種類の拡大等については、「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」において、検討することとしている。

２　介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会について（別紙２参照）

１　目的

福祉用具の種目・住宅改修の種類について、事業者等の要望により、新たな種目の拡充等が必要な場合に、その是非等について専門家により検討すること

２　開催状況

福祉用具等の拡充等による介護保険財政への影響を考慮し、原則として、介護報酬改定の前年度に開催している。

３　検討事項等

検討会開催前に事務局（老健局振興課）が、事業者等に対し、

新たに介護保険給付対象とすることを要望する製品、改修について、調査を実施し、とりまとめの上、以下の事項について、検討会において検討することとしている。

① 初めて要望があった製品、改修について

ア）現行の種目、種類には該当しないが、「範囲の考え方」に掲げる要件に合致すると考えられるもの

→ 当該製品、改修の安全性や衛生面等を考慮した上で、新たに種目、種類として定めることが適当か否かを検討する。

イ）現行の種目、種類に該当せず、「範囲の考え方」に掲げる要件に合致するか否かについて、検討会における判断を要すると考えられるもの

→ 要件に合致するかを検討した上で、仮に要件に合致した場合には、上記ア）と同様の検討をする。

② 過去に要望のあった製品、改修について

過去に要望のあった製品、改修で「範囲の考え方」の要件に合致するものの、検討会において安全性等の問題により、新たな種目、種類として認められなかったものが再度要望された場合には、問題点が改善されたか否かを検討する。

4 検討結果について

第４回（H20.10.8）及び５回（H20.10.21）検討会の結果は、以下のとおりである。

第4回及び第5回介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会での検討結果

○ 保険給付の対象とする方向として結論づけられたもの

告示種目・種類	要望内容	委員からの指摘事項等
【福祉用具(貸与)】		
・体位変換器	・ 起きあがり補助装置	・ 安全上の観点から、床等の上での使用に限定すべき。 ・ 比較的大きなスペースを要する特殊寝台を使用せずに、起きあがりの動作を補助できる。 ・ 特殊寝台導入せずとも起きあがりの動作を補助できるため、費用が低廉に抑えられるのではないか。
・認知症老人徘徊感知機器	・ 離床センサー	・ 認知症要介護者等を抱える家族にとって有用。 ・ 新たに開発された用具であるが、現行の告示種目においても、保険給付の対象に含まれるものである。
・移動用リフト(つり具の部分を除く。)	・ 階段移動用リフト	・ 多数の保険者が保険給付の対象としていることを鑑み、保険給付の対象とすることを明らかにし、さらに、安全性の確保を徹底すべき。 ・ 操作者は講習受講者に限る等、利用に当たっての安全性を確保すべき。
【特定福祉用具(販売)】		
・特殊尿器	・ 自動排泄処理装置(尿と便が自動的に吸引でき、洗浄機能を有するもの)	・真に必要な者、(例えば排便に全介助を要する等)の利用に限定すべき。 ・衛生面等に問題がある製品が保険給付の対象とされないようにすべき。
・入浴補助用具	・ 入浴用介助ベルト	・ 介助者の安全性、負担軽減に資するものであり、非常に有用なものである。 ・ 入浴補助用具の一つとして位置付けられるが、他の入浴補助用具を代替する機能を有するものであるため、一概に費用が増加するとはいえないのではないか。
【住宅改修】		
・引き戸等への扉の取替え	・ 引き戸等の新設	・ 新設する場合は、他の改修と比較して費用が低廉に抑えられる場合があり、その場合に限り保険給付の対象とすべきではないか。

○ 検討会で議論したその他6つの福祉用具・住宅改修の種目、種類については、検討の結果、保険給付の対象としない方向として結論づけられた。

（具体的イメージ）

起きあがり補助装置

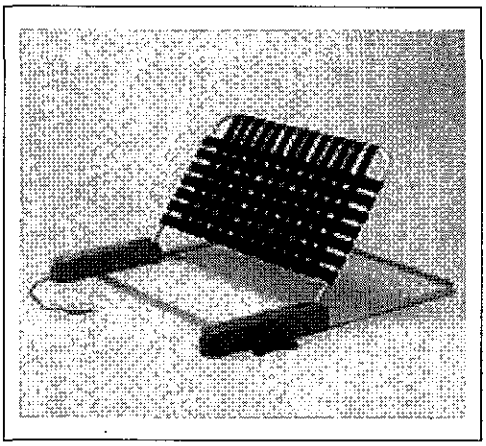

階段移動用リフト

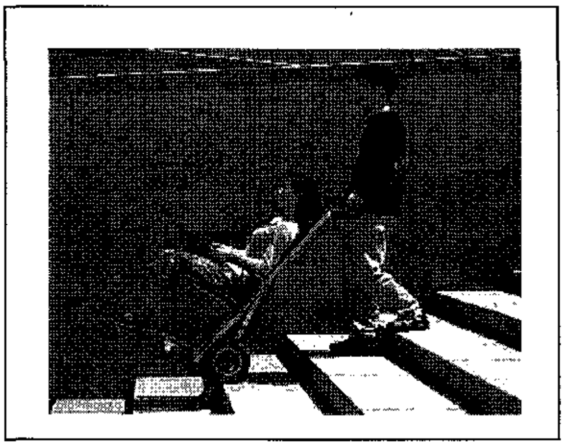

自動排泄処理装置

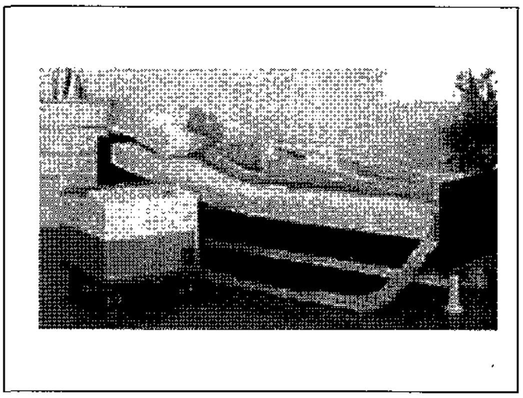

入浴用介助ベルト

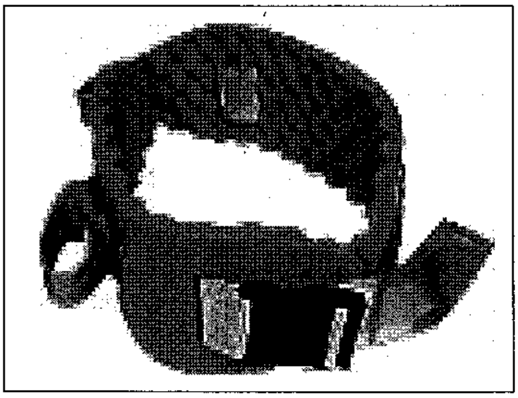

別紙1

介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方

（第14回医療保険福祉審議会老人保健福祉部会提出資料ベース（H10.8.24））

福祉用具の範囲

1. 要介護者等の自立の促進又は介助者の負担の軽減を図るもの

2. 要介護者等でない者も使用する一般の生活用品でなく、介護のために新たな価値付けを有するもの
（例えば、平ベッド等は対象外）

3. 治療用等医療の観点から使用するものではなく、日常生活の場面で使用するもの
（例えば、吸入器、吸引器等は対象外）

4. 在宅で使用するもの
（例えば、特殊浴槽等は対象外）

5. 起居や移動等の基本動作の支援を目的とするものであり、身体の一部の欠損又は低下した特定の機能を補完することを主たる目的とするものではないもの
（例えば、義手義足、眼鏡等は対象外）

6. ある程度の経済的負担があり、給付対象となることにより利用促進が図られるもの
（一般的に低い価格のものは対象外）

7. 取り付けに住宅改修工事を伴わず、賃貸住宅の居住者でも一般的に利用に支障のないもの
（例えば、天井取り付け型天井走行リフトは対象外）

居宅福祉用具購入費の対象用具の考え方

- 福祉用具の給付は、対象者の身体の状況、介護の必要度の変化等に応じて用具の交換ができること等の考え方から原則貸与
- 購入費の対象用具は例外的なものであるが、次のような点を判断要素として対象用具を選定

1. 他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの （入浴・排せつ関連用具）
2. 使用により、もとの形態・品質が変化し、再度利用できないもの （つり上げ式リフトのつり具）

介護保険制度における住宅改修の範囲の考え方

（第14回医療保険福祉審議会老人保健福祉部会（H10.8.24）資料ベース）

住宅改修の基本的考え方

1　在宅介護の重視、自立支援の観点から、福祉用具導入の際に必要となる段差の解消、手すりの設置などの住宅改修を対象。

2　一方、個人資産の形成、持ち家の居住者と改修の自由度の低い借家との受益の近郊を考慮し、小規模なものとする。

住宅改修の範囲設定の考え方

1　いくつかの住宅改修の状況調査の結果、改修箇所にかかわらず、段差の解消が多く、ドアの引き戸化、洋式便器化、浴室では滑り止めや床材変更、寝室では床材変更が共通。

2　基本的考え方、状況調査結果を勘案し、需要が多くかつ、比較的小規模な工事を対象とする。

3　なお、上記より支給限度額も小規模となるが、住宅改修の種類は、多様な居宅の状況に応じて必要な改修を柔軟に組み合わせて行うなうことが出来るような工事種別を包括できる設定とする。

別紙２

介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会の運営について

１　趣　旨

介護保険の給付対象となる福祉用具や住宅改修について、利用者や保険者等の意見・要望を踏まえ、新たな種目・種類の取り入れや、種目・種類の拡充を行おうとする場合に、その是非や内容等について検討を行い、品目の取り入れ等の円滑化に資すること等を目的として、介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

２　構成等

（１）検討会のメンバーは、学識経験者、実務者、自治体の職員、事業者関係団体等の中から厚生労働省老健局長が招集する。

（２）座長を置き、互選によりこれを定める。座長はメンバーを総括する。

（３）検討会の庶務は、厚生労働省老健局振興課において行う。

３　検討事項

（１）介護保険の給付対象となる福祉用具・住宅改修の新たな種目・種類の追加や、種目・種類の拡充についての妥当性や内容についての検討

（２）その他、介護保険の福祉用具・住宅改修に関すること

４　検討会の運営等

（１）検討会は、議論の必要に応じ、適当と認められる有識者等を参考人として招致することができるものとする。

（２）検討会は、原則として公開とする。

介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会　メンバー表

伊藤　利之（横浜市総合リハビリテーションセンター　顧問）

井上　剛伸（国立障害者リハビリテーションセンター研究所　部長）

鳥山みち子（名古屋市総合リハビリテーションセンター附属病院
第２リハビリテーション部介護保険科長）

久留　善武（社団法人シルバーサービス振興会　企画部長）

三谷　茂男（北九州市保健福祉局地域福祉部介護保険課　課長）

村尾　俊明（財団法人　テクノエイド協会　常務理事）

◎　山内　　繁（早稲田大学　人間科学学術院　特任教授)

渡邉　愼一（社団法人　日本作業療法士協会　福祉用具委員会　委員長）

（敬称略・５０音順）

◎：座長

別紙３

福祉用具・住宅改修に対する要望に関する調査について

１　調査の目的

介護保険制度における福祉用具及び住宅改修についての現状及び要望について把握し、介護保険の給付対象となる福祉用具や住宅改修の種目、種類の追加や拡充等を検討する際の参考とすることを目的とする。

２　調査の実施及び結果について

以下の保険者、団体等に対し、新たに介護保険給付の対象とすることを要望する福祉用具及び住宅改修の具体的な製品や改修等について調査を実施し、回答を得た。

（１）保険者からの要望

・　全国の都道府県に対し、市町村調査（※）を実施

※　各都道府県において、原則として任意の２市町村を選定し、当該市町村に対して実施したもの

・　要望数（製品及び改修の数　以下同じ）…福祉用具：127　住宅改修：52

（２）介護実習・普及センターからの要望

・　（財）テクノエイド協会が全国の介護実習・普及センターに対し、調査を実施

・　要望数…福祉用具：12　住宅改修：３

（３）福祉用具製造・供給事業者からの要望

・　日本福祉用具供給協会及び日本福祉用具・生活支援用具協会が各団体の会員企業に対し、調査を実施

・　要望数…福祉用具：294　住宅改修：94

（４）（財）テクノエイド協会における介護保険福祉用具・住宅改修情報検討委員会からの要望

・　（財）テクノエイド協会において実施した介護保険福祉用具・住宅改修情報検討委員会における委員の意見等を取りまとめたもの

・　要望数…福祉用具：12　住宅改修：３

（５）その他からの要望

- （財）テクノエイド協会が一般公募したもの
- 要望数…福祉用具：11　住宅改修：２

（６）総計

- 要望として挙げられた福祉用具の製品数：456
- 〃　住宅改修の数：154

３　要望の意見集約

- ２において収集した要望を事務局の厚生労働省老健局振興課において集約し、「範囲の考え方」に照らし、

①　初めて要望があった製品、改修であって、現行の種目、種類には該当しないが、上記の考え方に掲げる要件に合致すると考えられるもの

②　初めて要望があった製品、改修であって、現行の種目、種類には該当せず、上記の考え方に掲げる要件に合致するか否かについて、判断を要すると考えられるもの

③　過去に要望があった製品、改修で、上記の考え方の要件には合致するものの、安全性の問題等により、新たな種目、種類として認められなかったもの

については、介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会の検討事項とした。
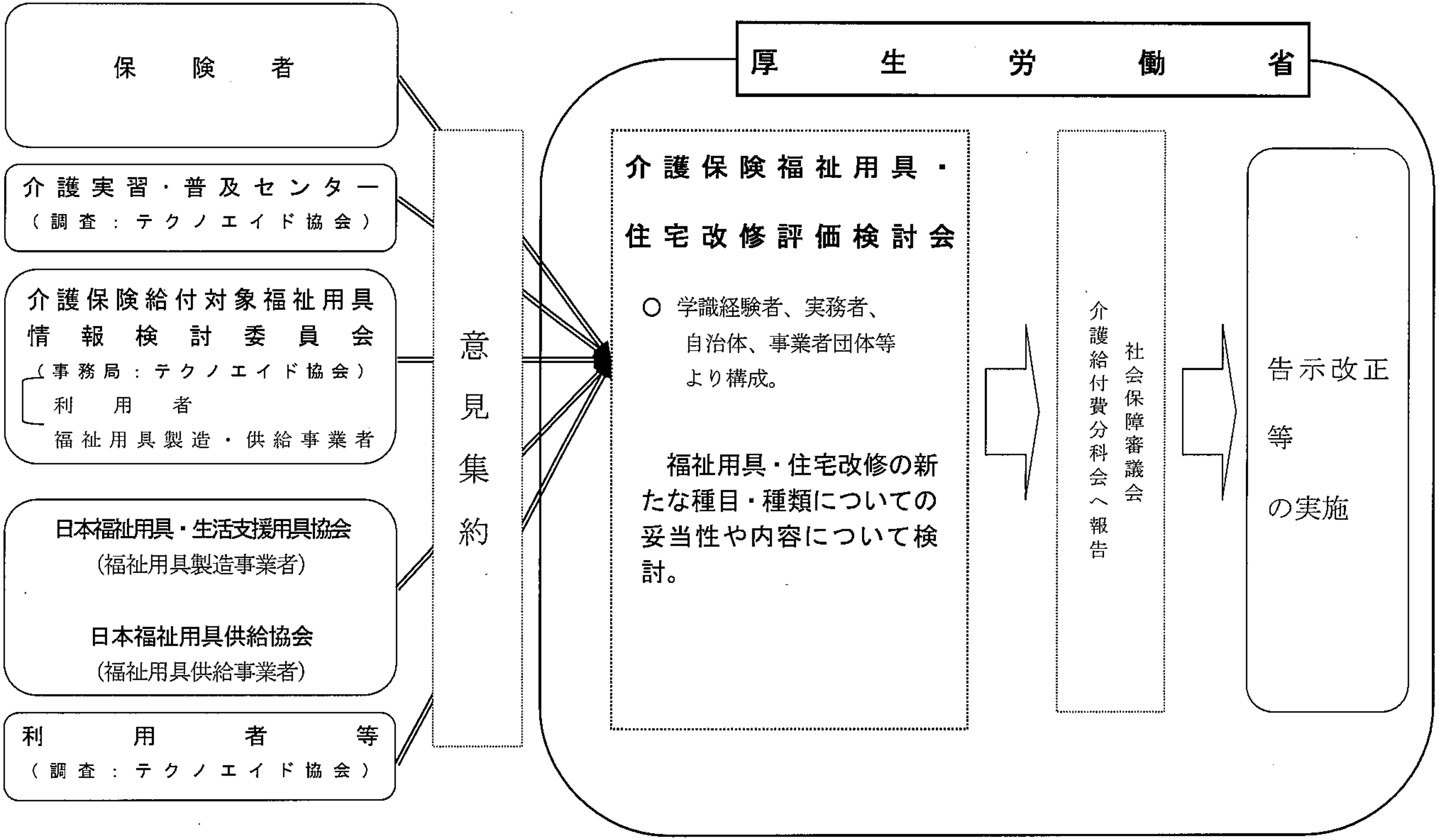
介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会の位置づけ